

第2期川西町子ども・子育て支援事業計画
概要版

令和2年3月

川西町

I 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

- 近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、町として、子育て家庭への支援を一層強化することが求められています。また、今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要です。
- 本町では、「川西町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」）を策定し、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への施策を展開してきました。
- 第1期計画は令和元年度までの計画であったため、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実を大切な視点とするとともに、町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、第1期計画の理念を引き継いだ「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援行動計画と一体的に策定される「子ども・子育て支援事業計画」に「母子保健計画」を包含するものとし、第3次総合計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

3. 計画の期間

第2期計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び本町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

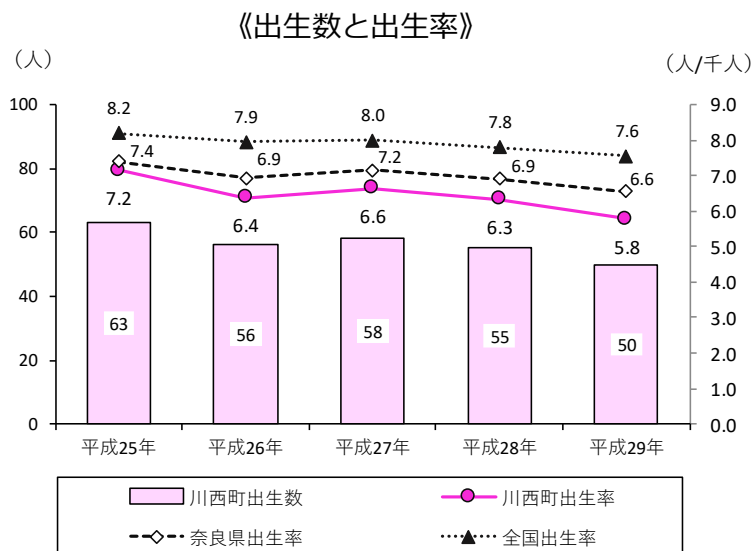
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
川西町子ども・子育て支援事業計画					第2期川西町子ども・子育て支援事業計画				

Ⅱ 子ども・子育てを取り巻く状況

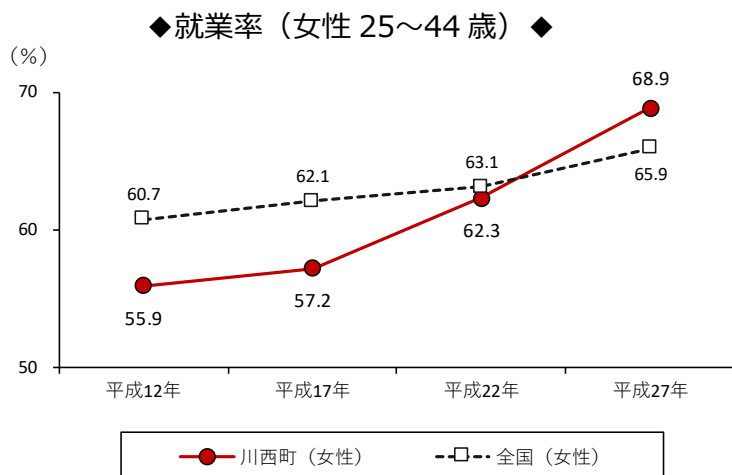
1. 出生の状況

出生数・出生率ともに減少傾向にあり、出生率は全国及び県と比べて低い値で推移しています。

資料：住民基本台帳



2. 女性の就労状況



子育て世代（25～44 歳）の女性の就業率をみると、近年は増加傾向にあり、平成 27 年には全国平均を超えました。

資料：国勢調査

川西町においては、少子化傾向にあっても、女性の就業率の高まりや核家族化などによる保育ニーズの高まりを受け止められる体制の整備・充実が求められています。

《第2期計画をめぐる様々な視点》

- ◆ “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進
- ◆ 小学生児童の放課後健全育成事業の充実
- ◆ 障害のある子どもに対する支援の充実
- ◆ 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆ 安心・安全な子育て環境の充実
- ◆ 保育ニーズの高まりへの対応
- ◆ 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止
- ◆ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- ◆ 外国につながる子どもへの支援・配慮
- ◆ 子どもの貧困対策

Ⅲ 基本理念と施策体系

1. 基本理念

子どもたちの笑顔であふれるまち

地域社会が子どもと子育て家庭を支えて「川西っ子」を育てていくという考えのもと、子育てや子どもの成長を喜び合える川西町を実現するため、これまでの基本理念である「子どもたちの笑顔であふれるまち」を引き継ぎます。そして、子どもの最善の利益が優先される社会の実現と、安心して子どもを生み育て、子ども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりをめざします。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現のために、次の5つを基本目標として掲げます。

基本目標1 地域の子育て支援の充実

- 様々な子育て支援サービスや親子交流事業、育児相談などの充実
- 学童保育所・放課後子ども教室・放課後子ども学習会などの取組の推進
- 地域の子ども会の活動支援や子どもセンターの利活用・充実
- 子育てに関する情報提供や子育てサークルなどの活動支援
- 地域に密着した関係機関などと情報共有

基本目標2 教育環境の充実

- 幼保・小・中の連携や教育内容の充実、指導者の資質向上による確かな学力の育成
- 様々な体験や世代間交流などによる豊かな人間性の育成
- 読書活動の推進やスポーツ活動の充実によるたくましい心身の育成
- 教育講演会の実施や地域での子育てサポーターの育成などによる家庭や地域の教育力の向上

基本目標3 子どもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり

- 妊娠期からの切れ目のない支援による母子保健の充実
- 正しい食習慣を身につけられる食育の推進
- 適度な運動や各種スポーツの振興などによる健やかな成長を育む環境づくり
- 医療体制の充実などによる安心して子どもを生み育てられるまちづくり

基本目標4 子育て環境の整備

- 歩道・通学路や生活道路などの整備
- 緊急時・災害時における体制整備と見守りによる防犯活動
- 身近な公園の整備などによる子どもや子育て家庭に住みやすい環境づくり

基本目標5 子育てを支える施策の充実

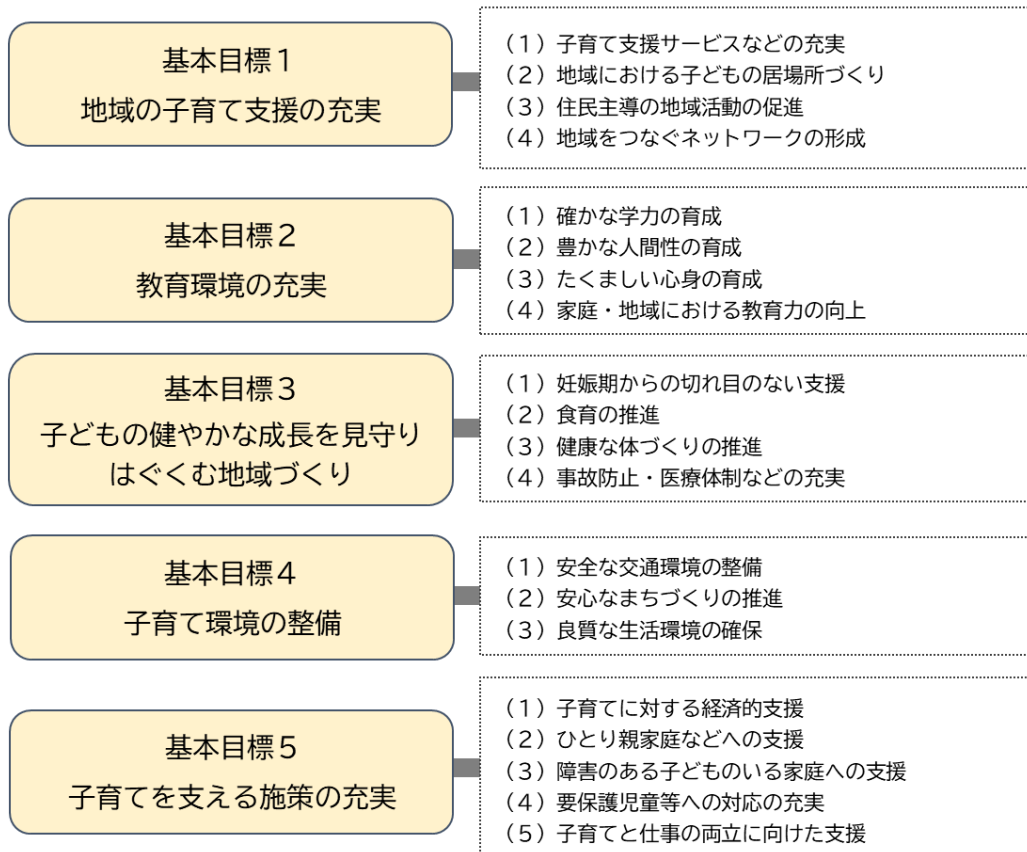
- 子育て家庭への経済的負担の軽減
- ひとり親世帯に対する経済的負担の軽減や就労相談などの支援
- 障害のある子どもがいる家庭に対する経済的支援
- 要保護児童等に対する一時保護や各種相談、教育・保育施設への適切な受け入れ体制の充実
- ワーク・ライフ・バランスの観点による子育てと仕事の両立に向けた様々な支援

3. 施策体系

基本理念

子どもたちの笑顔であふれるまち

《基本理念を実現するための施策》



IV 量の見込みと確保方策

1. 就学前児童の教育・保育事業について

○就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園

◆計画期間中の量の見込みと確保方策

（単位：人）

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	推計値	103	99	88	90	89
	確保方策	135	135	135	135	135
2号認定（3～5歳）	推計値	92	87	78	79	78
	確保方策	110	110	110	110	110
3号認定（0歳）	推計値	20	20	20	19	18
	確保方策	19	19	19	19	19
3号認定（1～2歳）	推計値	50	49	53	52	51
	確保方策	66	66	66	66	66

【1号認定】現在、町内には幼稚園が1か所（公立1）、認定こども園が1か所（私立1）あります。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組めます。

【2号認定】現在、町内には保育所は1か所（私立1）、認定こども園は1か所（私立1）あります。子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

【3号認定】2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

2. 地域子ども・子育て支援事業について

○地域子ども・子育て支援事業には、市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業があり、そのうち、次の 11 事業については、町における確保方策を定める必要があります。

事業名		令和 6 年度における確保方策	事業の概要
(1)利用者支援事業		2 か所	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるような相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。本町では、川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）を子育て支援センター及び保健センターに開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援とワンストップの窓口体制を整えています。
(2)地域子育て支援拠点事業		延 5,000 人	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では、子育て支援センター「ひだまり」で実施しています。
(3)妊婦健康診査		延 550 回	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導や妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
(4)乳児家庭全戸訪問事業		46 人	生後 4 か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。
(5)養育支援訪問事業		1 人	児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、指導・助言などを行う事業です。
(6)子育て短期支援事業	ショートステイ	延 0 日 (町外での広域連携により確保)	ショートステイとは、事情により保護者が一時的に子どもの養育が困難となった場合、トワイライトステイとは、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合、それぞれ児童福祉施設などで子どもを預かる事業です。必要な方に対して提供できるよう、町外での広域連携により確保に努めます。
	トワイライトステイ		
(7)ファミリー・サポート・センター事業		延 0 日 (必要に応じて実施を検討)	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、助け合う組織で、お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを担う事業です。現在、本町では実施していませんが、必要に応じて実施を検討します。
(8)一時預かり事業	①幼稚園在園児対象	延 4,700 人	幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。
	②幼稚園在園児対象以外	延 1,000 人	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。
(9)延長保育事業		95 人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。
(10)病児・病後児保育事業		延 200 日	子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。本町では、川西こども園が在籍園児向けに病児保育（体調不良児対応型）を行っています。また、病気の回復期になる児童は田原本町の阪手保育園を利用できますが、一定の条件と事前の登録が必要です。
(11)放課後児童健全育成事業（学童保育所）	低学年	97 人	保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、量と質の確保及び内容の充実にも努めます。
	高学年	25 人	

川西町版ネウボラ(子育て世代包括支援センター)について

「ネウボラ」は、福祉大国であるフィンランドの子育て支援の制度のことです。ネウボラには「アドバイスを受ける場所」という意味があります。妊娠から子育てにおける様々な助言・支援などのサービスを受けられる制度です。

川西町では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援とワンストップの窓口体制を整えるために川西町版ネウボラ(子育て世代包括支援センター)を子育て支援センター及び保健センターに開設しており、母子保健サービス分野と子育てサービス分野が協働で子育て世代をサポートしています。

保健センターでは、相談室(ネウボラルーム)を設け、妊娠期から就学前まで様々な不安や悩みを気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりなどに努めています。

子育て支援センターでは、年齢別親子広場やご近所さんが集う「めばえ広場」、1歳までの子どもとその保護者が集う「きずなサロン」など親子の交流に取り組み、子育て講座や育児相談も実施しています。

ネウボラの取り組みについて、これからもますます充実・強化に努めます。

V 計画の推進について

- 子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。
- 健康福祉課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、子育てサークルやボランティア団体などの子育て団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。
- 地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、住民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。
- PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします

第2期川西町子ども・子育て支援事業計画(令和2～6年度)

概要版

発行：令和2年3月

編集・企画：川西町 健康福祉課